

別海町地域プロジェクトマネージャー募集要項

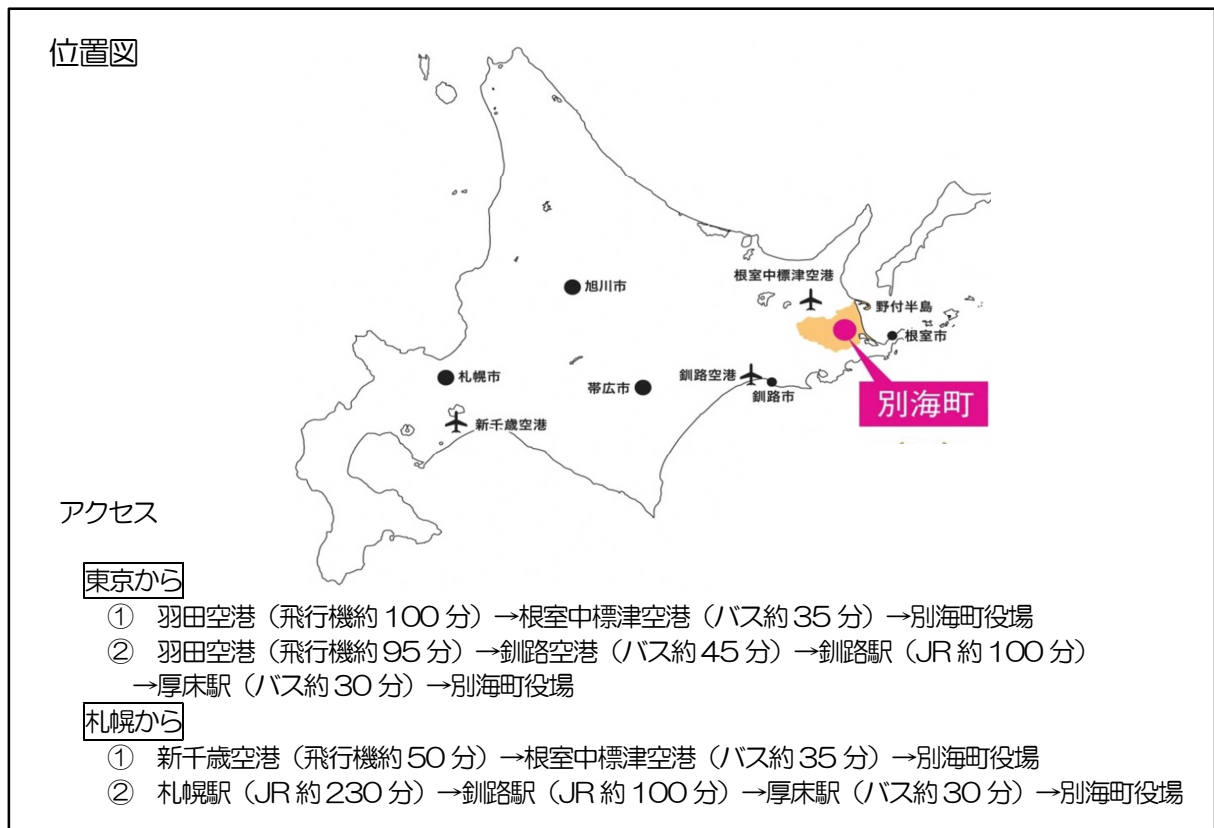
北海道 別海町

1 別海町について

別海町は、北海道の東に位置する人口約1万4千人のまちです。

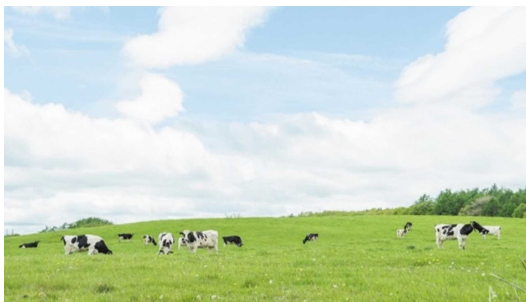
基幹産業は「酪農」と「漁業」。東京23区の約2倍の面積におよそ11万頭の牛が飼育されており、道路沿いに果てしなく広がる放牧風景は、まさにみなさんがイメージする「The 北海道」です。

日本一の生乳生産量を誇る「牛乳・乳製品」をはじめ、大きくて甘い「野付のホタテ」、明治時代からの伝統漁法で漁をする「北海シマエビ」、かつて徳川幕府に献上していた「西別鮭」などブランド価値の高い食材の宝庫であるほか、北海道遺産の「野付半島」からは絶景が望める自然豊かな地域です。



町の重要プロジェクトである「地域商社伴走支援事業」を町と共に推進する地域プロジェクトマネージャーを募集します。

町民や町内事業者、行政のブリッジ人財として、また、現場責任者としてのマネジメントとして活躍し、地域商社の伴走によるプロジェクト推進を通じた地域おこしを行いませんか？



2 募集人数

■ 1名

3 募集背景

全道でもトップクラスの合計特殊出生率を誇る別海町でも、少子高齢化や進学、転職等による人財の流出により、地域の産業の担い手不足やそれに伴う産業の縮小化が深刻化しています。人口の減少によって、酪農業、漁業、商工業での事業縮小に伴う人員削減が加速し、域内での消費額の減少が生じる悪循環に陥っています。

そこで、本町が有する地域資源と、ICT等を掛け合わせることで、より魅力ある商品、サービスの開発や、人財確保及び育成の機能により、域内循環を活性化し、地域内に好循環をもたらすことを目的とする。「地域商社伴走支援事業」を重要プロジェクトに位置づけ、当該プロジェクトを推進するための人財として、以下のとおり地域プロジェクトマネージャーを募集することとしました。

4 重要プロジェクトについて

本町の誇る特産品はもとより、観光資源やICTを活用した商品やサービスの開発や、地域活性化及び人財確保の観点で推進している地域おこし協力隊の任期満了後の受け皿として機能するよう、地域商社の運営の安定化を図るため伴走支援を行う。

<年次スケジュール>

- ・1年目（令和8年9月～令和9年3月）

地域商社運営伴走支援業務、デジタル地域通貨普及促進業務、加工品開発推進業務

- ・2年目（令和9年4月～令和10年3月）

地域商社運営伴走支援業務、デジタル地域通貨普及促進業務、加工品開発推進業務

- ・3年目（令和11年4月～令和12年3月）

地域商社運営伴走支援業務、デジタル地域通貨普及促進業務、加工品開発推進業務

- ・4年目（令和12年4月～8月）

地域商社運営伴走支援業務、デジタル地域通貨普及促進業務、加工品開発推進業務

5 活動内容

■ プロジェクトの現場責任者及び全体マネジメント、行政と地域商社、事業者間のブリッジ調整役等として、活動いただきます。

①プロジェクト全体の推進業務

- ・ プロジェクトの現場責任者としての全体統括
- ・ 各種事業のマネジメント業務

②ブリッジ人財としての調整業務

- ・ 各事業の推進における、行政、地域商社、事業者の3者間の調整業務

③人財確保支援業務

- ・ 各事業におけるキーポジション人財の設定
- ・ 人材確保に向けた協力

④その他、地域商社推進に必要な業務

【勤務先】

別海町役場又は道の駅おだいどう

北海道野付郡別海町別海常盤町 280 番地又は北海道野付郡別海町尾岱沼5-27

6 募集対象

■ 下記の条件をすべて満たす方に限ります。

(1) 次のアからエの要件のいずれかに該当する方

ア 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部）内の都市地域に住所を有する方

イ 3大都市圏以外の政令指定都市内であって、かつ、条件不利区域（※1）以外に住所を有する方

ウ 3大都市圏内の一部条件不利地域（※2）であって、かつ、条件不利区域以外に住所を有する方

エ 過去に別海町で「地域おこし協力隊」、「地域おこし企業人」又は「地域活性化起業人」として活動した経験があり、かつ、任用時に別海町内に生活の拠点があるとともに別海町が備える住民基本台帳に記録されている方

オ 過去に別海町以外の市町村において過去に「地域プロジェクトマネージャー」として活動した経験があり、かつ、任用時に別海町内に生活の拠点があるとともに別海町が備える住民基本台帳に記録されている方

※1 「条件不利区域」とは、「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域。

※2 「一部条件不利地域」とは、「全部条件不利地域（※3）」以外の市町村。

※3 「全部条件不利地域」とは、次の①から⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村。

① 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）

過疎地域に該当する市町村

過疎地域とみなされる市町村

その区域の一部が過疎地域とみなされる市町村

- ② 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）
指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村
- ③ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）
指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- ④ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）
指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- ⑤ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）
奄美群島をその区域の全部とする市町村
- ⑥ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）
小笠原諸島をその区域の全部とする市町村
- ⑦ 沖縄振興特別対策措置法（平成 14 年法律第 14 号）
沖縄の市町村

- ・ 詳細は、総務省「地域プロジェクトマネージャー」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。

- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
- (3) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (4) 会社経営者としての経験を有し、各種法令や会計に精通している方
- (5) 大型プロジェクトのマネジメント経験を有している方
- (6) 別海町の地域課題を的確に把握し、“町民と共に地域を活性化していく”という情熱と行動力を備えている方
- (7) 委嘱後、直ちに別海町に生活の拠点と住民票を異動させることができる方
- (8) ワード、エクセル等の基本的な操作ができる方
- (9) 普通自動車免許を有している方
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者に該当しない方

7 勤務条件

■ 身分

別海町会計年度任用職員（第 2 号）として任用します。

■ 任用期間

任用日（※1）から令和9年3月31日までとします。

（年度ごとの任用により、最初の任用の日から最長3年まで更新することができます。）

※1 任用日は、候補者と町が協議したうえで決定した日とします。

※2 職務怠慢や非行など、地域プロジェクトマネージャーとしてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても解嘱することがあります。

■ 給与

月額 390,000 円

※ 時間外勤務手当、通勤手当は別途支給します。会計年度任用職員はその他の扶養手当、住宅手当、寒冷地手当等は支給対象外となります。

■ 活動日

勤務日数は、月曜日から金曜日までの週5日とし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月31日から翌年の1月5日まで）は休日とします。ただし、活動のため休日の勤務が必要な場合は、平日に休日を振り替えることができます。

■ 活動時間

活動時間は、午前8時45分から午後5時30分までとし、正午から午後1時までは、休息時間とします。

また、活動のため時間外の勤務が必要な場合は、規程に基づき、時間外勤務手当を支給します。

■ 待遇・福利厚生

- ① 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。給与から本人負担分が差し引かれます。
- ② パソコン（モバイル通信機器を含む）が貸与されます。
- ③ 活動用の車両は、原則として公用車を使用します。
- ④ 住居は民間アパート等を斡旋します。（住宅料、光熱水費は自己負担となります）
- ⑤ その他活動に要する経費や研修旅費は、予算の範囲内で支給します。
- ⑥ 転居に伴う費用は、自己負担となります。
- ⑦ 規程に基づき有給休暇、特別休暇等を付与します。

■ 副業

原則として認めていませんが、任期中の活動に影響を及ぼさず、かつ任期終了後の定住に関連するもので、町長が認めた場合は許可します。

8 応募方法

- 下記の書類を次の提出先まで提出（電子フォーム、電子メール可）してください。

- ① 「別海町地域プロジェクトマネージャー応募用紙」（本要項8ページ）
- ② 「履歴書」（任意書式。ただし、顔写真貼付のものとしします。）
- ③ 「職務経歴書」（任意書式）

※ ①は右の二次元バーコードから、電子フォームで入力できます。
（②③も添付することが可能です。）



※ 応募書類は返却いたしませんので、御了承ください。取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、目的以外に使用することはありません。

※ 内定後、地域要件を満たしているかを確認するため、住民票の写しの提出を求めます。

■ 募集期間

令和8年8月18日（火）から令和8年8月25日（火）17時
（郵送の場合は、当日消印有効）

※ 持参の場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとします。

※ 応募状況等に応じ、募集期間を短縮又は延長することがあります。

■ 提出先

〒086-0205

北海道野付郡別海町別海常盤町 280

別海町役場 総合政策部 地域人材政策課 あて

（メールアドレス）

chiikiiinzai@betsukai.jp

9 選考方法

■ 第1次選考（書類選考）

提出書類による選考を行います。

必要に応じて、町担当者等とのWEB面談を行います。

第1次選考結果は、随時応募者にメールで通知します。

■ 第2次選考（面接選考）

第1次選考合格者を対象に、個人面接（WEB）を行います。

第2次選考の日時については、応募者との調整の上決定します。

※ WEB 面談等を受けるために必要な機器の用意、システム使用料、通信料等は、応募者負担となります。

- 別海町地域プロジェクトマネージャーの決定
第2次選考により、別海町地域プロジェクトマネージャーを内定します。第2次選考結果は、メールで通知します。

10 問い合わせ先

〒086-0205

北海道野付郡別海町別海常盤町 280

別海町役場 総合政策部 地域人材政策課 地域人材戦略担当 庄司

電話 0153-74-9502

FAX 0153-75-0371

E-mail chiikijinzaibetsukai.jp

町HP <https://betsukai.jp/>

別海町地域プロジェクトマネージャー応募用紙

令和 年 月 日

別海町地域プロジェクトマネージャー募集要項を確認・承諾の上、次のとおり応募します。

(ふりがな) 氏 名	印		
生年月日	昭和 平成	年 月 日	性別 男 ・ 女
住 所 連 絡 先	住 所	〒	
	電 話	自宅・携帯 ()	—
		FAX ()	—
	Eメール		
着任可能日	令和 年 月 日		
地域おこし 協力隊等の 活動経験	☐ なし ☐ 別海町地域おこし協力隊 ☐ 別海町地域活性化企業人 ☐ 他町における地域プロジェクトマネージャー		
応募動機 ・ 着任して取り組 みたいこと			
健康状態	アレルギー、持病など健康上の特筆すべき事項があればご記入ください。		
募集を知った きっかけ (複数選択可)	☐ 別海町公式ホームページ ☐ 知人からの紹介 ☐ その他 ()		